

地場産業の状況等について

1 現状

平成28年3月に施行された「近江の地場産業および近江の地場製品の振興に関する条例」(以下「条例」という。)に基づき、県では市町や経済団体等と連携しながら、地場産業等の支援に努めているところであるが、新型コロナウイルス感染症や原油・原材料価格等の高騰の影響を受けて、地場産業事業者の経営状況は厳しさを増している。

中には、彦根バルブ(生産額 H29→R4: +13%)や甲賀・日野製薬(同 H29→R3: +16%)のように堅調な地場産業もあるが、全体的に工業出荷額が減少しており、彦根仏壇(H29→R4: △76%)と長浜縮緬(同: △67%)の減少幅が特に大きい。また、企業数も減少しており、長浜縮緬(H24:19→R4:10)と彦根仏壇(H24:42→R4:25)は大きく減少している。

一方で、これまでの地場製品の枠を超えて、産地で培われた優れた技術等を活かし、時代のニーズに合った新たな商品開発などに積極的に取り組まれている事業者も多い。

産地技術を活用した地場産事業者の取組み事例

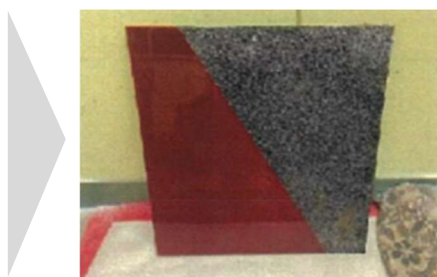
・長浜縮緬

浜ちりめんの撚糸・製織技術を用いて新たな生地を開発し、和装分野からアパレル・雑貨分野へ進出。



・彦根仏壇

彦根仏壇の製造工程の一つである漆塗りの技術を用いてホテルの客室などに飾られているデザインパネルや食器の開発に着手。また今後、家具等の開発にも取り組む予定。



2 課題

- これまでの地場産品の枠を超えた新たな分野での商品開発等の取組も含めて「近江の地場産業」として支援する必要があるが、地場産業としての工業出荷額に新たに開発された商品などが含まれていない場合がある。
- 工業出荷額や企業数の減少により、9つの地場産業のうち、条例第2条第1項に規定する「近江の地場産業」の定義に該当しなくなっている地場産業があり、今後も同様の事態が生じる可能性がある。

(近江の地場産業の定義)

条例第2条第1項

この条例において「近江の地場産業」とは、歴史、風土その他の地域の特性、経営資源等に基づき県内の地域に密着した中小企業に係る企業群であって、次の各号のいずれかに該当するものを行う事業をいう。

- (1) 1の市町の区域または2以上の市町の区域にわたる区域において一定の業種に係る工業出荷額が5億円以上であるもの
- (2) 1の市町の区域における工業出荷額または工業に属する中小企業の割合が100分の10以上である業種であるもの
- (3) 1の市町の区域における一定の業種についての工業に属する中小企業の数が10以上であるもの

3 今後の対応

「これまでに培われた優れた技術および技能を活用して、近江の地場産業および近江の地場産品が時代の変化に適合していくための新たな取組の積極的な推進を図り、もって地域経済および地域社会の発展に寄与することを目的とする」という条例第1条の規定に立ち返り、工業出荷額や企業数に捉わられることなく、「歴史、風土その他の地域の特性、経営資源等に基づき県内の地域に密着した中小企業に係る企業群」であるとして、地域を代表し、地域住民の誇りとなっている9つの地場産業への支援を、新たな取組も含めて、今後さらに充実していくため、必要となる「近江の地場産業」の定義の見直しを行う。

参考 現在の9つの「近江の地場産業」

	地 域	代表的な産品
①長浜縮緬	長浜市	ちりめん、つむぎ
②彦根バルブ	彦根市、犬上郡、愛荘町 他	水道用弁、産業用弁、船用弁
③彦根仏壇	彦根市、米原市、愛荘町 他	仏壇、仏具
④彦根ファンデーション	彦根市、東近江市、犬上郡	ブラジャー、ガードル、ショーツ、ボディースーツ、キャミソール
⑤湖東麻織物	東近江市、愛荘町 他	服地、不織布・芯地、縫製、染色整理加工、原糸販売
⑥甲賀・日野製薬	甲賀市、日野町 他	医療用医薬品、一般用医薬品、配置用家庭薬
⑦信楽陶器	甲賀市	レンガタイル等建材、庭園用品類、食卓用品類、花器類、植木鉢類
⑧高島綿織物	高島市	綿クレープ、厚織(ゴム資材、帆布、その他資材)
⑨高島扇骨	高島市	扇骨、扇子